

日本と外国とで二重に課税される場合と、その注意点

(1) 基本的な考え方

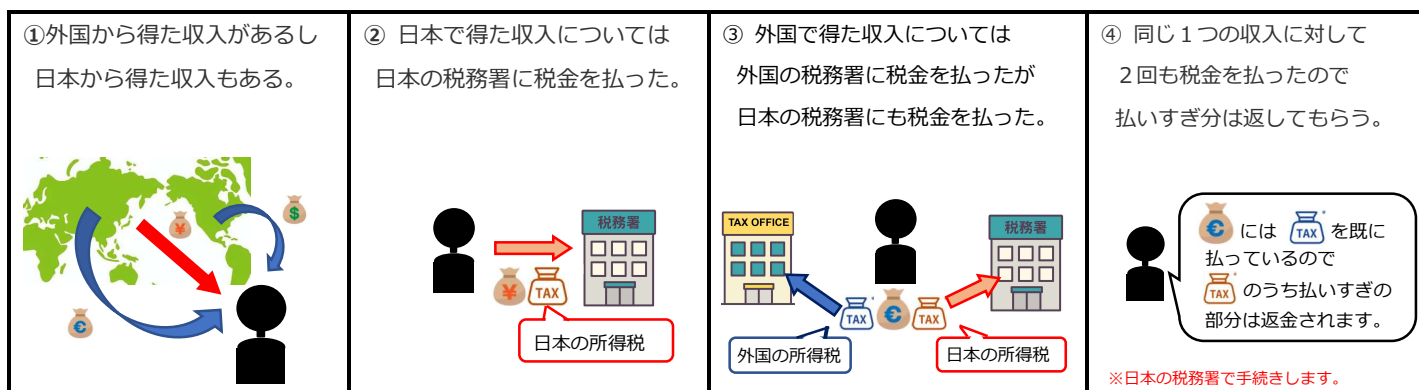
【ケース1 ; 外国で得た収入に対して二重に税金がかかる場合】



私は日本にずっと住んでいます

※税法でいう「日本の居住者」です。

こういう人の場合、日本で得た所得と外国で得た所得のすべてに日本の税金がかかります。
よって、次のような事が起こる場合があります。



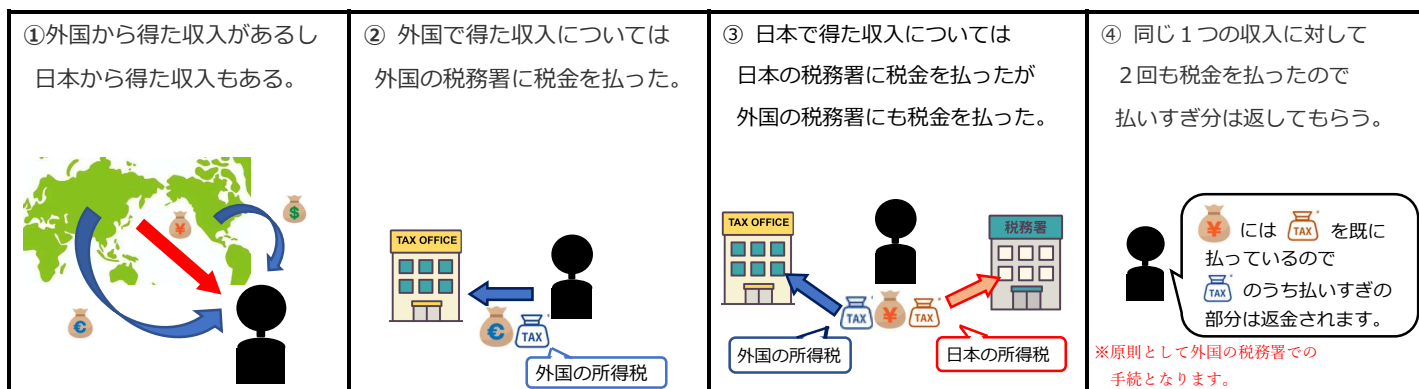
【ケース2 ; 日本で得た収入に対して二重に税金がかかる場合】



私は外国にずっと住んでいます

※税法でいう「日本の非居住者」です。

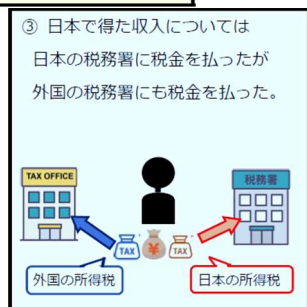
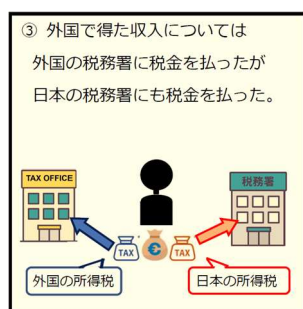
こういう人の場合、日本で得た所得だけに日本の税金がかかります。
ただし、その人が住んでいる国が「日本で得た所得にも“我が国の税金”を払いなさい」という場合もあります。そのような時は、次のような事が起こる場合があります。



(2) 二重課税を取り戻す方法

確定申告書や一定の申請書に「外国で払った税金」について書くと同時に、その明細などを示す書類もつけて税務署に提出します。自分から手続きしないと二重に課税された部分は返金されません。そして、その手続きを行うタイミングにも注意が必要です。

① 収入を受け取る前（取引発生前）に確認すべきこと；租税条約の確認



そもそも、左のような場合に両方の税務署に税金を払う…ということが変じゃないですか？

「この人が「全世界で得た収入」をすべて、自分が住んでる国の税務署に申告することになるからでしょ。だったら、外国の税務署に「こういう時は税金取らないで」とお願いしてはどうか？」



もっともな疑問です！ 実は、国と国との間で「〇〇と××の場合は片方の国では税金取らない」などの細かい取り決めがあります。これを**租税条約**といいます。

基本的には「外国の税務署」へ「税金取らないで」というお願いをするというイメージですので、国税庁サイトなどで見かける下記の書式は、海外在住の日本人、普段は日本に住んでいない外国人や外国企業が日本の税務署に手続きを行うためのものです。

(出典：国税庁 HP より。下記はサンプルです。用紙を印刷すると注意事項も印刷されてきます。)

租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

（税務署管理用）
（For official use only）

適用：有、無

署名欄 捺印欄

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1. 適用を受ける租税条約に関する事項
Applicable Income Tax Convention
日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2. 対価の支払を受ける者に関する事項
Details of Recipient of Remuneration

氏名	氏名
姓	名
姓	名

「租税条約に関する届出書（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除）」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

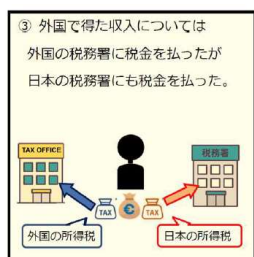
注意事項 INSTRUCTIONS

届出書の提出について
1. この届出書は、所得税法第161条第1項第5号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国と外国との間の租税条約の適用を受ける場合に適用される。
2. 租税条約の適用を受ける場合、租税条約の規定に基づき免除を受けることができる。
3. 租税条約の規定に基づき免除を受ける場合、この届出書を提出する必要がある。
4. 租税条約の規定に基づき免除を受ける場合、この届出書を提出する必要がある。
5. 租税条約の規定に基づき免除を受ける場合、この届出書を提出する必要がある。

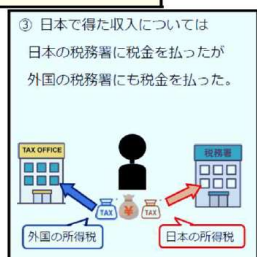
3. この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者（正副2通）を、税務署長の承認を受ける旨の届出書とともに、その支払者の所属税務署長に提出してください。この届出書の提出後、その支払者の所属税務署長は、この届出書に基づき、租税条約の規定に基づき免除を受けることができる。

(注) 実はここに「最初にその対価の支払をする日の前日までに…(略)…に提出して下さい」と書いてあります。日本の税務署に手続きする際には前もってしっかりと確認が必要のようです。

② 収入を受け取った後（取引発生後）にできること；租税条約の確認 & 確定申告



外国の税務署に「こういう時は税金取らないで」と
前もって手続きする方法あるみたいだよ。



もうその「外国の税金」
払ってしまった！
だって間に合わなかった
(知らなかった) から。



私の場合はそもそも
現地の法律で(※)
「いったん払え」と
なってるみたい！



※話を分かりやすくするために詳細な説明は省略しています。

まず、海外在住の日本人、普段は日本に住んでいない外国人や外国企業が日本の税務署に手続きを行う。それも「前もって」行わないとダメ…というのは厳しすぎる！！

よって一定の場合に該当すれば「払った後から二重課税を取り戻す」ことも可能のようです。

お金をやり取りして税金も払った後の「返金のお願い」

お金のやり取りの前に出す届出書

租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

人税務署長様
To the District Director,
1. 適用を受ける税務条約に関する事項:
Applicable Income Tax Convention
本条約は、日本と_____との間の税務条約の第_____条第_____項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____
2. 税務条約の適用を受ける所得の種類
Details of Remuneration
氏名
Full name

租税条約に関する源泉徴収額の還付請求書
(税務署整理用)
APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX
OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES WHICH ARE SUBJECT TO
WITHHOLDING TAX AT THE TIME OF ISSUE AND REMUNERATION DERIVED
FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER
OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

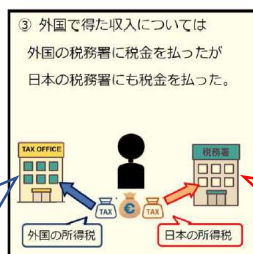
税務署長様
To the District Director,
1. 還付の請求をする者 (所得を支払を受ける者) に関する事項:
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)
氏名 フリガナ 姓(注5)
Full name (Note 5)
(住所(居所)又は本署(若しくは支店)の所在地)
Domicile (residence) or Place of head office (main office)
(納税者番号) Taxpayer Identification Number
(電話番号) Telephone Number

そして、実は租税条約ですべての二重課税は防ぐことができないのです！

なぜなら、こういうケースが考えられるからです。

【外国の税務署の言い分】

この人が我が国で活動して得た収入。
そういう時は我が国に払ってもらう。
それが我が国のルールです。



【日本の税務署の言い分】

この人は日本に住所がある日本の居住者。
海外で得た収入にも日本の税金を日本に払う。
それが日本のルールです。

こういう時こそ、活躍するのが「確定申告」！

確定申告書に“外国の税務署に払った税金がこれだけあるんです”という記載をしましょう。

日本の税務署に手続きする場合は、この3点セットを用意しましょう。

※話を分かりやすくするために種類として「3点セット」という言い方をしております。なお、外国の税務署（役所）に手続きする場合の説明は省略しています。

① 確定申告書用紙

※ここに金額を書き入れます

② 外国税額控除に関する明細書

※居住者用と非居住者用があります。

③ 外国の税金が課されたことを証明する書類等（領収書や証明書など）

Taxpayer Receipt

個人所得税完税証明

なお、外国で払った税金すべてが「確定申告書で計算した税金」から差し引けるわけではありません。

【限度となる額（所得税）】

$$\text{その年の分の所得税額(注1)} \times \frac{\text{外国で得た所得(注2)}}{\text{日本\&外国で得た全ての所得(注3)}}$$

※注1；住宅ローン控除など、その他一定の税の特典を差し引いた後の所得税です。

※注2；各種の繰越控除制度の適用前の国外所得金額です。

※注3；各種の繰越控除制度の適用前であり、分離課税となっている一定の所得を合計した総所得金額です。

当然、支払った外国の税金を日本で払う税金から差し引きしきれない場合も発生します。

要は、その年の「差し引き限度額」の範囲内でのみ、二重課税部分が取り戻せる仕組みだからです。

そのため、この「外国税額控除」という制度には、その差し引き限度額を3年間繰り越すことが認められています。

※日本と外国で二重に課税される場合の解説は以上です。

租税条約および外国税額控除という制度は非常に複雑ですので全てを「わかりやすく」解説することは出来ません。個別具体的な事例については御相談下さい。